

ウイルス性肝炎進行防止対策（肝炎治療特別促進事業）（国肝炎） 治療費償還払申請について

1 償還払申請とは

償還払申請は、受給者が本制度により自己負担すべき額を超えて負担した場合、申請に基づき差額をお支払いするもので、次の①から⑤に該当する場合に行えます。

なお、①から⑤以外にも受給者証の提示忘れなどの場合には、償還払申請できますが、医療費の額について、償還払申請書に病院、診療所又は調剤薬局（以下「医療機関」という。）で証明を受ける必要があります。

① 受給者証の交付申請をしてから、交付を受けるまでの間に、抗ウイルス療法に係る医療費をすでに医療機関に支払っていたとき。

② 病状の急変などのやむを得ない事情により、北海道と契約していない医療機関を受診し、抗ウイルス療法に係る医療費を支払ったとき。

③ 受給者証の自己負担限度額が「0円」の方が、受給者証に記載する疾患の抗ウイルス療法のために道外医療機関を受診し、抗ウイルス療法に係る医療費を支払ったとき

※医療費の窓口支払額0円の適用は、北海道独自の取り扱いのため、道外医療機関を受診した際には適用されませんが、後日、償還払申請をしていただければ、差額をお支払いします。

④ 「全国左官タイル塗装業国保組合」、「建設連合国保組合」、「全国板金業国保組合」及び「文芸美術国保組合」に加入されている方が、道内外の医療機関を受診し、受給者証に記載する疾患の抗ウイルス療法に係る医療費を支払ったとき。

⑤本制度よりも北海道が独自に実施しているウイルス性肝炎進行防止対策医療給付事業（自己負担限度額：医療機関毎に入院 57,600 円、通院 18,000 円、調剤 0 円）を適用した方が、医療費自己負担限度額が安くなる場合には、その差額も償還払いの対象となります。

2 申請者

申請者は受給者本人です。ただし、受給者が未成年者の場合は親権者の方が申請できますので、続柄を確認できる住民票や医療保険証などを提示（又はコピーを添付）してください。また、受給者が亡くなられた場合は、除籍（戸籍）謄本で続柄が確認できる親族の方が申請できます。

3 申請できる期間

医療機関に医療費を支払った月の翌月から5年です。（受給者証の有効期間内であって受給者証が交付される以前に支払った医療費については、受給者証が交付された月の翌月から5年間です。）

4 申請に必要なもの

① ウイルス性肝炎進行防止対策（肝炎治療特別促進事業）の医療受給者証（水色）のコピー

② ウイルス性肝炎進行防止対策（肝炎治療特別促進事業）治療費償還払申請書

・月ごとに1枚必要です。※所定の欄に押印してください。

③ 医療機関等の領収書（原本）

・領収書は、診療（調剤）年月日、総医療費、食事療養費、患者負担額等が明らかなものを提出してください。

《裏面に続く》

- ・医療費の額について、申請書に医療機関の証明を受けた場合は提出不要です。
- ・自己負担がない場合の領収書（保険適用を受けた請求内容がわかるもの）も提出してください。

・「受給者証に記載している疾患」以外の治療に係る領収書もすべて提出してください。

(注) 申請書に添付する領収書を確定申告等で使用する場合には、返還を希望する旨を記載したメモ書きなどを申請書類一式に同封してください。領収書の原本を確認後、返却します。

ただし、領収書の金額すべてが払戻の対象である場合は、領収書の原本は返却しません。（必要な場合は、ご自身でコピーをお取りください。）

- ④ 健康保険証のコピー
- ⑤ 預金通帳のコピー（※ゆうちょ銀行については、振込用の「店名」、「店番号」、「預金種目」、「口座番号」が必要です。）

- ⑥ 高額療養費※の支給決定通知書のコピー（高額療養費支給申請を保険者に申請し、すでに受領している場合に限ります。）

※ 高額療養費とは、医療費が一定額を超えた場合、申請によりその医療費の一部が保険者から払い戻される制度です。この償還払申請により北海道から支払われるものではありません。（別途、保険者に申請手続きが必要です。）

詳しくは、加入する医療保険の担当窓口にお問い合わせください。

- ⑦ 除籍（戸籍）謄本
 - ・受給者本人が亡くなっている場合に必要です。
- ⑧ **70歳未満の方** 「限度額適用認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」のコピー

・市町村民税非課税世帯の方は必要です。

- ⑨ **70歳以上の方** 「高齢受給者証」又は「後期高齢者医療被保険者証」のコピー

- ⑩ 限度額適用・標準負担額減額認定証のコピー

・市町村民税非課税世帯の方は必要です。

- ⑪ 自己負担限度月額管理票（原本）

5 その他

認定結果が出るまでの間に医療機関を受診する際、他の制度（重度心身障害者医療給付事業、障害者自立支援法に基づく医療など）を利用し医療給付を受けた場合、原則、本事業の償還払の対象となりません。

6 手続き方法の変更（**札幌市、旭川市、函館市、小樽市以外にお住まいの方が対象**）

北海道では、これまで、各道立保健所で償還払い申請書等を受付していましたが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、保健所業務が逼迫している現状を踏まえ、感染症のまん延時においても、安定的に各種事務を進めるため、**令和4年（2022年）4月1日から全ての申請書類の提出先を道庁（本庁）に一元化しました。それに伴い、手続きは郵送等で行っていただくようお願いいたします。**

※札幌市、旭川市、函館市、小樽市にお住まいの方の手続き方法に変更はありません。お住まいの市の保健所（札幌市においては各保健センター）にお問い合わせください。